

平成18年確定申告版

今年も確定申告の時期がやってまいりました。
 平成18年分の所得税の確定申告期間は、

平成19年2月16日(金)から同年3月15日(木)まで
 です。

こんな人は確定申告が必要です!



- ① 個人事業者
- ② 給与所得や退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
 例；家賃収入がある人、利子収入がある人、配当金の受取がある人、土地や株式等の譲渡収入がある人、公的年金等の受取、保険金(満期)の受取などがある人など
- ③ 給与を受け取っていて、年末調整を受けていない人
 - ・平成18年中の給与の収入金額が2,000万円を超えている人
 - ・2ヶ所以上から給与を受け取っている人
 ※ 中途退職者については確定申告をすれば税金が戻ってくる可能性があります。

平成18年分の所得税から適用される主な改正事項

- ★ 定率減税が10%、最高12万5千円に変わりました(改正前20%、最高25万円)
- ★ 5千円を超える寄付金について、寄付金控除を受けることができるようになりました。(改正前1万円)
- ★ 確定申告を要しない少額配当の対象が変わりました。
 1回の支払額が次により計算した金額以下である配当等については申告をする必要はありません。
 $10 \text{万円} \times \text{配当計算期間の月数(最高12ヶ月)} \div 12$
 ※この改正は配当等の支払の基準日が平成18年5月1日以降であるものについて適用されます。

確定申告に必要な書類

下記の表を参考に早めの準備をお願いいたします。

次の所得のある人

種類	内容	必要書類	
各種所得	給与所得	給与を受け取っている人	源泉徴収票
	雑所得	年金を受け取っている人	公的年金…公的年金等の源泉徴収票 個人年金…個人年金の支払調書
	一時所得	保険金を受け取った人※ ※(受取金額-掛け金) > 50万円	保険金の支払証明書
	不動産所得	不動産収入のある人	固定資産税納付書 その他領収書
	事業所得	事業を行っている人	出納帳等の帳簿類、その他請求書、領収書等、 棚卸表、預金通帳又は残高証明書、 固定資産税納付書、確定申告書綴り、申告書
	配当所得 譲渡所得	株の配当を受け取った人 土地や建物を売却した人	配当などの支払通知書、特定口座年間取引報告書 売買契約書、その他領収書等

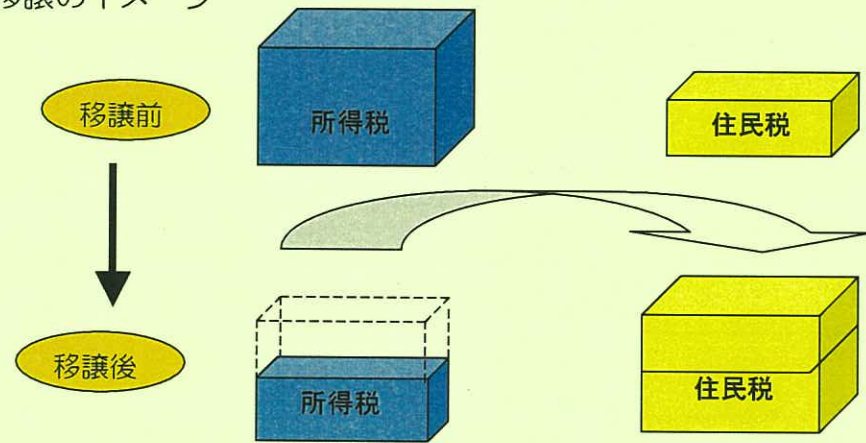
次の控除を受けようとする人

種類	内容	必要書類	
所得控除	医療費控除	高額(10万円超)の医療費を支払った人	医療費等の領収書
	保険料控除	生命保険料、損害保険料、社会保険料 (国民年金、国民健康保険など)を支払った人	保険料の控除証明書 国民年金保険料控除証明書など
	寄付金控除	5,000円を超える寄付金を支出した人	寄付金の受領書
	雑損控除	災害や盗難の被害に遭った人	災害関連支出の領収書
税額控除	住宅借入金等特別控除	住宅ローンでマイホームを取得した人	住民票の写し、売買契約書等の家屋・敷地の取得価額を証明する書類、登記簿謄本または抄本、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明
	配当控除	配当金を受け取った人	配当金などの支払通知書

平成 19 年から所得税・住民税が変わります

- 平成 19 年から地方分権を進めるため、国の税収を減らし、地方の税収を増やすこととなりました。(税源移譲といえます)
- ほとんどの方は、1 月から所得税が減り、その分 6 月から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた負担額が変わることはありません。

○ 税源移譲のイメージ



- ただし定率減税の廃止、住民税の老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置や収入の増減などの別の要因により負担額は変わります。

定率減税が廃止されます

平成 17 年においては、税額の 20%相当額を減額、平成 18 年においては税額の 10%相当額を減額していましたが、廃止されることとなりました。

所得税の定率減税：平成 19 年 1 月から廃止
住民税の定率減税：平成 19 年 6 月から廃止

住民税の老年者非課税措置が廃止されます

65 歳（昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方）以上の方に対する非課税措置が廃止され、経過措置がとられています。



税率はこのように変わります

所得税 (平成 19 年 1 月分から適用) 4 段階の税率を、6 段階に細分化
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないように制度設計)
住民税 (平成 19 年 6 月分から適用) 3 段階の税率から、一律 10%に

◎ 所得税率

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
330万円超	20%	330万円以下	10%
900万円以下	20%	695万円以下	20%
900万円超	30%	900万円以下	23%
1,800万円以下	30%	1,800万円以下	33%
1,800万円超	37%	1,800万円超	40%

◎ 個人住民税率

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下	5%	一律	10%
700万円以下	10%		
700万円超	13%		

- ◎ ほとんどの方は、所得税が減り、住民税が上がります。ただし、課税所得が 1,020 万円を超えると、所得税が増え、住民税が下がります。

所得税の計算のしくみ

$$(\text{収入金額} - \text{必要経費等}) - \text{所得控除} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{確定税額}$$

課税所得 金額